

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年7月7日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

(1) 件名	秋田市立佐竹史料館総合管理業務委託
(2) 設計図書等	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市千秋公園1番4号 秋田市立佐竹史料館
(4) 委託期間	令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
(5) 入札参加要件	次のすべての要件を満たしていること。 ア 本入札のお知らせ時点において、秋田市の「庁舎清掃業者等登録名簿」の「8 建築物環境衛生総合管理業」に登録していること。 イ 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所等を有していること。 ウ 市税に滞納がないこと。 エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。 オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
(6) 入札参加申込	
受付期間	令和7年7月7日(月)から令和7年7月14日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日を除く。)
受付時間	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
受付場所	秋田市立佐竹史料館 (秋田市八橋本町六丁目12番15号 3階)
(7) 指名通知等	令和7年7月16日(水) (予定)
(8) 入札	
日時	令和7年7月23日(水) 午前10時30分
場所	秋田市立佐竹史料館 (秋田市八橋本町六丁目12番15号 3階)

入札保証金	秋田市財務規則第 109 条の規定に基づき、入札保証金が必要となるため、金額や納付方法等については、秋田市財務規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。
(9) 契約日	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式 1】

(イ) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）（写し可）

(ウ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 固定資産税は、直近のもの

※ 納税証明書に代えて、各領収書の写し又は納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

(エ) 誓約書【様式 2】

※ アの(ア)および(エ)の様式は、秋田市ホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

※ 上記(イ)および(ウ)については、入札参加申込日から 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

イ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に電子メール等で指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、電子メール等で選定結果を通知します。

(3) 入札時に持参するもの

ア 入札参加に係る指名通知（秋田市立佐竹史料館から送付したもの）

イ 入札書【様式 3】および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）

ウ 委任状（代理人が入札する場合）【様式 4】

エ 見積書（随意契約に移行した場合に使用）

※ 入札書等は、秋田市ホームページに掲載している最新の様式を使用してくだ

さい。

(4) 入札について

ア 応札の際は、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）および入札心得を遵守してください。また、個人情報取扱特記事項の内容を確認し、了承のうえ、入札に参加してください。

イ 長期継続契約の案件のため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額または削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加してください。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。

ウ 入札書には、委託期間（36か月分）の合計金額を記載してください。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

カ 入札を辞退する場合には、入札辞退届【様式5】を提出してください。

キ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部秋田市立佐竹史料館

電話 018-863-0770